

月例給0.17% 一時金0.1月引き上げを勧告

配偶者に関わる扶養手当を2年で半減、臨時・非常勤職員の改善なし



人事院は8月8日今年4月における官民較差について、国家公務員給与が民間給与を「平均708円、0.17%」下回っていたとして、民間賃金調査結果にもとづく月例給改定、一時金の0.1月引き上げなどを内容とする勧告・報告をおこないました。初任給を含めて30歳程度までの号俸では1500円引き上げるとともにそれ以外については400円を基本としたベースアップ、再任用職員の賃金もこれに準じた改定をおこなうことなどを勧告しました。一時金は0.1月引き上げ4.3月とした上で引き上げ分はすべて勤勉手当に充当としました。また配偶者に関わる扶養手当について、現行の13000円を2年で6500円に引き下げ、その原資をもとに子の手当を10000円に引き上げるとする「扶養手当の見直し」も行いました。臨時・非常勤職員の労働条件改善には昨年に続いて背を向けるなど、実質賃金が低下しているなか、公務労働者の生活改善には程遠い内容です。

昨年に続く引き上げ勧告は、賃金改善を求める粘り強いたたかひの反映ですが、そのわずかな改善を吹き飛ばしているのが今年度から実施されている「給与制度の総合的見直し」です。

《物価上昇に追いつかず》

人事院が月例給および一時金を3年連続で引き上げる勧告を行ったことは、この間の春闘にける官民共同のとりくみの前進、すべての労働者の大幅賃上げで貧困と格差を解消し日本経済の回復を求めてとりくみできたたかひを一定程度反映したものとと言えます。しかし改定額は極めて少額であり、17年度末で終了するとしている「現給保障額」を突破するのは若年層に限られ、すべての年代での突破が展望できません。また15年度の消費者物価指数は対前年度比0.8%上昇しており、実質賃金は低下しています。勧告は極めて不満な内容です。

《まったくの詭弁、

女性の活躍・社会進出の妨げ》

配偶者に関わる扶養手当の削減は、その受給者が子の扶養手当を必ずしも受けているわけではないことから、月例給と期末手当に影響する引き下げは生活に打撃を与えます。この間人事院は扶養手当の見直しについて、勧告日前日まで具体案を一切示さず「政府の意向」に沿う勧告を行いました。政府や財界などによる配偶者に関わる扶養手当が女性の活躍や社会進出を妨げるとの主張はまったくの詭弁です。さらに人事院は昨年扶養手当について民間との顕著な差

はないとして「見直し」を見送った経緯があり、今年の民間調査でもほとんど変化はなく、見直しをする根拠はありません。見直し、削減を求める安倍政権の強い要請のもと「社会全体の状況の変化」という理由付けをして勧告したものであり、道理はありません。

《両立支援は一定の前進》

勧告に合わせ人事院は、育児休業、休暇等に関する法律の改正について勧告し、「介護時間の新設」をはじめ「介護休暇制度の分割取得」や「育児・介護休暇に関わる給与上の不利益の緩和」などを盛り込みました（17年1月施行）。一定の改善ですが、必要な人が必要な時に気兼ねなく制度を利用できるように、さらなる育児や介護と仕事の両立支援制度の拡充と代替要員の確保など職場環境の整備が必要です。

《県人事委員会に要求書提出》

高教組は人事院勧告を受け、県人事委員会に対し、8月26日付けで給与水準の引き上げ、諸手当改善、多忙化解消、臨時教職員の勤務条件改善などを重点とした要求書を提出しました。9月から人事委員交渉、人事局長交渉、要請行動を実施しとりくみをすすめます。職場のみなさんのご協力をお願いします。